

災害時等における物流業務に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県総合流通センター運営協議会（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、武力攻撃等に起因する大規模な災害若しくは事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）で、甲が岡山県総合展示場コンベックス岡山（以下「コンベックス岡山」という。）を物資拠点として使用する時における物資拠点の運営、物資の受入れ、荷役、仕分け、保管及び出庫等の物流業務（以下「物流業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請事項）

第1条 甲が災害時等において必要と認めたときに、乙に対し、協力を要請する事項は次のとおりとし、乙は、甲からの要請事項について、可能な限り協力するものとする。

（1）物流業務

（2）物流業務に必要となる資機材の提供

（3）物流業務に必要となる人員の派遣

（資機材の範囲）

第2条 甲が乙に提供を要請する資機材は、別表に掲げる資機材のうち、甲から乙に要請する時点で、乙が提供可能な資機材とする。

（協力要請手続）

第3条 第1条の要請は、文書（様式第1号及び第2号）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（資機材の運搬、引渡し）

第4条 資機材の引渡し場所は、コンベックス岡山とし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、資機材を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第1条の要請事項を実施した場合には、速やかに甲に対し、文書（様式第3号及び第4号）により報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、口頭により報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用等）

第6条 第1条の要請により、物流業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前項の費用のうち、人員の派遣に係る賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費を基準とする。

（費用の支払い）

第7条 前条第1項の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(損害の補償)

第8条 甲は、この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（平成10年岡山県条例第8号）に基づく支給の例によりその損害を補償する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、甲は、当該各号に定める額の範囲内において補償を行うことを要しない。

- (1) 従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 当該給付又は補償の額
- (2) 乙、会員又は従事者が締結した損害保険契約により、当該損害について保険給付を受けることができる場合 当該保険給付の額
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 当該損害賠償の額

(協定に関する担当窓口等)

第9条 甲及び乙は、事前に連絡責任者を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の報告を毎年4月に行うものとし、連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙が文書をもって相手方にこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年//月//日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区大内田714-1

岡山県総合流通センター運営協議会

会長 岡崎 栄



別表（第2条関係）

区分	品名
機材	フォークリフト、パレット、カゴ台車、手押し台車、ハンドリフト
資材	ストレッチフィルム、テープ
その他	上記以外の荷役・輸送用資機材のうち、甲が必要とする資機材